

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

別添に示す接続形態を別表2に追加する。

附 則（平成24年1月30日東相制第11-0149号）

この改正規定は、平成24年1月31日から実施します。

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
492-8	端末系事業者	当社等	無線呼出し事業者

第2表(参考)		第3表	第4表
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
C1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者